

伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域が犯罪の予防を目的に自主的に常設する防犯カメラの設置を支援することにより、地域における自主的な防犯活動の促進を図り、もって安全で安心なまちづくりを推進することを目的として交付する伊賀市地域防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 自治組織に関する規則（平成23年伊賀市規則第36号）第2条第2項に規定する自治会等であつて、同規則第7条の規定による届出を行い、同規則第8条の規定による自治会等代表者届受理書による通知を受けたものをいう。
- (2) 地域防犯カメラ 犯罪の予防を目的として自治会が設置するカメラ本体及び録画記録装置をいい、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。
 - ア 道路又は道路に面した公園等の公共の空間を撮影、記録等をするためのものであること。
 - イ 特定の個人を識別できる画像の常時録画が可能なものであること。
 - ウ セキュリティ保持のための遠隔監視機能を有しない装置であること。

(交付の対象となる者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす市内の自治会とする。

- (1) 自治会の防犯対策を目的として地域防犯カメラを設置すること。
- (2) 地域防犯カメラの設置について、自治会員の合意を得ていること。
- (3) 地域防犯カメラの設置に当たり、設置しようとする土地及び構造物の所有者、管理者等の同意又は必要な許可を受けていること。
- (4) 地域防犯カメラの撮影について、当該撮影区域に公共用地以外の土地の全部又は一部が含まれる場合は、当該土地の所有者、管理者等の同意を得ていること。
- (5) 伊賀警察署又は名張警察署に対し、地域防犯カメラの設置について説明を行っており、かつ、同署から犯罪発生状況などについて情報提供を受けていること。

(交付の対象となる経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、地域防犯カメラの購入及び設置工事並びに地域防犯カメラが設置してあることを表示する表示板の設置等に係る費用とする。ただし、次に掲げる費用は、対象経費としない。

- (1) 保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費
- (2) 地代及び占用料
- (3) 機器等の移設又は撤去に係る費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が対象経費として不相当と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、15万円を上限とする。

(補助金の交付の申請書の様式等)

第6条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、地域防犯カメラの設置に着手する前に行うものとする。

- (1) 地域防犯カメラ設置(変更)計画書(様式第2号)
- (2) 地域防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を明記した図面
- (3) 地域防犯カメラの仕様が分かるもの
- (4) 地域防犯カメラの購入及び設置工事に係る見積書
- (5) 地域防犯カメラ設置承認証明書(様式第3号)
- (6) 地域防犯カメラ設置同意願兼同意書(様式第4号)又は設置に係る許可証等
- (7) 地域防犯カメラの撮影範囲に関する同意願兼同意書(様式第5号)
- (8) 地域防犯カメラの設置に関する警察署への説明報告書(様式第6号)
- (9) 地域防犯カメラ設置・運用規程(様式第7号)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知書の様式)

第7条 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付決定通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 補助金に係る規則第7条第2項の規定による交付しないことの決定通知は、同項の規

定にかかわらず、伊賀市地域防犯カメラ設置補助金却下決定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(変更等の承認申請の様式等)

第8条 補助金に係る規則第6条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域防犯カメラ設置変更等承認申請書(様式第10号)により行うものとする。この場合において、当該申請が変更の申請であるときは、第6条各号に掲げる書類のうち当該変更にかかる書類を添付するものとする。

2 補助金に係る規則第7条第3項の規定による変更又は中止若しくは廃止の承認の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域防犯カメラ設置変更等承認通知書(様式第11号)により行うものとする。

(着手届の不要)

第9条 規則第12条第1項の規定は、補助事業について、適用しない。

(実績報告の様式等)

第10条 補助事業に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、地域防犯カメラ設置実績報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて、当該設置が完了した日から起算して30日を経過する日までに行うものとする。

- (1) 地域防犯カメラの購入及び設置工事に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 設置した地域防犯カメラの現状が確認できる写真及び防犯カメラが設置してあることを表示する表示板等の写真
- (3) 設置した地域防犯カメラによって撮影された画像を印刷したもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知書の様式)

第11条 補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(運用報告)

第12条 補助金の交付を受けた者は、地域防犯カメラを設置した日の属する年度の翌年度から5年間は、毎年度、市長が定める期日までに地域防犯カメラ運用報告書(様式第14号)を市長に提出するものとする。

(財産処分の制限)

第13条 補助金の交付の対象となる地域防犯カメラ（以下「補助対象設備」という。）に係る規則第22条ただし書に規定する市長が定める期間は、5年間とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が規則第22条に規定する市長の承認を受けて補助対象設備の処分等を行ったことにより収入を得たときは、その収入の全部又は一部を市に返納させるものとする。

（補助金の終期）

第14条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年5月16日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）伊賀市長 様

（申請者） 自治会名

代表者氏名

印

住 所

連 絡 先

伊賀市地域防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、伊賀市補助金等交付規則第4条第1項及び伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 設置の目的

2 設置の完了予定 年 月

3 交付申請額 円

【算出基礎は地域防犯カメラ設置（変更）計画書（様式第2号）のとおり】

4 添付書類

- （1）地域防犯カメラ設置（変更）計画書（様式第2号）
- （2）地域防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を明記した図面
- （3）防犯カメラの仕様が分かるもの
- （4）防犯カメラの購入及び設置工事に係る見積書
- （5）地域防犯カメラ設置承認証明書（様式第3号）
- （6）地域防犯カメラ設置同意願兼同意書（様式第4号）又は設置に係る許可証等
- （7）地域防犯カメラの撮影範囲に関する同意願兼同意書（様式第5号）
- （8）地域防犯カメラの設置に関する警察署への説明報告書（様式第6号）
- （9）地域防犯カメラ設置・運用規程（様式第7号）

様式第2号（第6条関係）

自治会名：

地域防犯カメラ設置（変更）計画書

設置場所	(詳細は別図のとおり)
設置予定	年 月

1 設置に要する対象経費

内 訳		備 考
経費区分		円
		円
		円
		円
		円
消費税		円
対象経費の合計 (A)		円

2 交付申請額

積算	
(A) × 1 / 2 (※千円未満切捨て)	円 (a)
上限額	150,000円 (b)
(a) と (b) のいずれか小さい金額	
交付申請額	円

様式第3号（第6条関係）

地域防犯カメラ設置承認証明書

年 月 日開催の において、下記の場所に、地域防犯カメラを設置することについて承認したことを証明します。

記

地域防犯カメラを設置する場所（詳細は別図のとおり）

年 月 日

（申請者）自治会名

代表者氏名

印

様式第4号（第6条関係）

地域防犯カメラ設置同意願兼同意書

年 月 日

様

（申請者）自治会名

代表者氏名

印

下記のとおり、あなたが所有する（建物・土地）に地域防犯カメラを設置することについて同意くださるようお願い申し上げます。

記

- 1 設置場所 （別添図面のとおり）
- 2 設置台数
- 3 設置時期 年 月 頃（工事期間 日間）
- 4 施工業者名

上記の件について同意します。

年 月 日

住所

氏名

印

様式第5号（第6条関係）

地域防犯カメラの撮影範囲に関する同意願兼同意書

年 月 日

様

（申請者）自治会名

代表者氏名

印

下記のとおり地域防犯カメラの設置に伴い、あなたが所有する（土地・建物）の一部が地域防犯カメラの撮影範囲に含まれることについて同意くださるようお願い申し上げます。

また、土地・建物を賃貸等している場合は、あなたより賃借人等へご説明いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 設置場所 (別添図面のとおり)
- 2 設置台数
- 3 構造・規格
- 4 設置時期 年 月 頃（工事期間 日間）
- 5 施工業者名

上記の件について同意します。

年 月 日

住所

氏名

印

様式第6号（第6条関係）

地域防犯カメラの設置に関する警察署への説明報告書

年 月 日

伊賀市長 様

（申請者）自治会名

代表者氏名 印

地域防犯カメラの設置について、管轄する警察署に説明を行ったので報告します。

- 1 説明日 年 月 日
- 2 説明した内容
 - ・ 地域防犯カメラ設置計画概要
 - ・ 防犯カメラの仕様
 - ・ 地域防犯カメラの情報管理及び情報提供方法
- 3 その他（特別に留意する事項があった場合記載）

様式第7号（第6条関係）

自治会 地域防犯カメラ設置・運用規程

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、_____（以下「設置者」という。）が_____に設置する地域防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置・運用を図るものとする。

2 設置目的

地域防犯カメラは、_____における犯罪を防止し、地域住民の防犯意識を高め、もって安全に安心して暮らせる地域づくりに資するために設置する。

3 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、_____に__台の防犯カメラを設置する。

(2) 設置の表示

地域防犯カメラを設置する場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。

表示板には_____、連絡先を記載することとする。

4 管理責任者等

(1) 設置者は、地域防犯カメラ及びこれにより撮影して記録した画像データ等（以下「地域防犯カメラ等」という。）の適正な運用管理を図るため、管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は_____とする。

(3) 管理責任者は、地域防犯カメラ等の操作を行わせるため、操作取扱者を指定しておくことができる。

(4) 操作取扱者は_____とする。

5 設置者等の責務

- (1) 設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、この規程の定めるところにより、地域防犯カメラ等の適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシーの保護を図らなければならない。
- (2) 設置者等は、画像データそのものはもちろん、画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

6 画像データ等の管理

(1) 保存期間

画像データの保存期間は____日間とする。

(2) 画像データの不必要な複製及び加工等の禁止

画像データの不必要な複製及び加工及びインターネットへの掲載、メールでの転送並びに外部への持ち出しを禁止する。

(3) 記録媒体の保管場所

やむを得ず画像データを複製した場合、記録媒体の保管（場所）は保管庫（_____）とし、管理責任者が施錠を行うなど、盗難及び散逸の防止に努めて適正に管理する。

(4) 立入り制限等

記録媒体の保管場所以外の場所への持ち出しは、管理責任者が許可した場合を除き禁止する。

保管場所には、設置者等が許可した者以外は立ち入ることができないこととする。

(5) 画像データの消去等

保存期間を経過した画像データは、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。

記録媒体を処分するときは、管理責任者を含めた複数人で、記録媒体から画像データが完全に消去されたことを確認の上処分し、その日時、処分

方法等を記録する。

7 画像データの利用及び提供の制限

(1) 画像データについては、次の場合を除き、設置目的以外の利用や第三者への閲覧・提供を禁止する。

ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第 197 条第 2 項）又は弁護士からの照会（弁護士法第 23 条の 2 第 2 項）に基づく場合
イ 個人の生命、身体及び財産の安全確保その他公共の利益のため、緊急、かつ、やむを得ない場合

(2) 画像データの閲覧・提供を行う場合は、相手先に身分証明書の提示を求めるなど身分の確認を確実に行うとともに、不審な点がある場合は相手先機関・組織等への問い合わせを別途行うよう努める。

また、閲覧・提供を行った場合は、画像データ提供記録書により日時、相手先、目的・理由、画像内容等を記録し、提供を受けた文書等とともに 6 - (3) に基づく保管庫等へ保存する。

8 苦情等への対応

設置者等は、地域防犯カメラの設置、運用及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。

9 保守点検と撤去

(1) 保守点検

設置者は、地域防犯カメラが適正に作動するよう、年 1 回以上専門業者による保守点検を行うとともに、SDカードなどメモリーカードについては安定した録画を確保するためおおむね 3 年以内での交換に努める。

(2) 設置場所・画角の見直し

地域防犯カメラの設置場所・画角については、記録された画像データを管理者等で検証し、必要に応じ見直しを行う。

(3) 撤去

設置者は、地域防犯カメラの運用を廃止する場合は、撤去を行う前に伊賀市長に撤去理由の報告を行い、責任をもって速やかに機器等の撤去を行う。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

地域防犯カメラ設置・運用規程 7 - (2)

画像データ提供記録書

提供日時	年 月 日	時 分
提供先	所属機関	
	職・氏名	
	連絡先	
画像内容		
録画時間	～	(時間 分 秒)
提供方法	(ア) 閲覧のみ (イ) 提供 記録媒体複製 () (ウ) その他 ()	
提供理由		
身分確認		
その他		

管理責任者・操作取扱者 氏名

様式第8号（第7条関係）

（申請者） 自治会名

代表者氏名

様

代表者住所

伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで提出のあった伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付申請書について、下記のとおり交付することを決定したので、伊賀市補助金等交付規則第7条第1項及び伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

年 月 日

伊賀市長

印

記

1 補助金の額 金 _____ 円

2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン並びに地域防犯カメラ設置・運用規定に従い適切な運用及び維持管理を行うこと。
- (3) 地域防犯カメラは、設置した日から起算して5年間は設置を継続すること。
- (4) 申請者は、地域防犯カメラの設置について変更等をしようとするときは、変更等をする前に市長の承認を受けなければならない。
- (5) 申請者は、設置が完了したときは、当該設置が完了した日から起算して30日を経過する日までに、実績報告書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (6) 補助金を地域防犯カメラの設置以外の用途に使用した場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (7) この補助金の使途、設置に関する内容について、検査等をする必要がある。

- (8) 申請者は、設置に係る関係書類を、当該設置が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

様式第9号（第7条関係）

（申請者） 自治会名

代表者氏名

代表者住所

伊賀市地域防犯カメラ設置補助金却下決定通知書

年 月 日付けで提出のあった伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付申請書について、下記のとおり却下することを決定したので、伊賀市補助金等交付規則第7条第2項及び伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

伊賀市長

印

記

却下の理由

様式第 10 号（第 8 条関係）

伊賀市地域防犯カメラ設置変更等承認申請書

年 月 日

（宛先） 伊賀市長 様

（申請者） 自治会名

代表者氏名

印

住 所

連 絡 先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった伊賀市地域防犯カメラ設置補助金について、下記のとおり設置についての変更等をしたいので、伊賀市補助金等交付規則第 6 条第 2 項及び伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により承認を申請します。

記

1 区 分

変更 ・ 中止

2 変更前の交付決定額（変更の場合のみ記載）

円

3 変更後の交付申請額（変更の場合のみ記載）

円

4 理由

5 添付書類

※変更の場合

変更後の地域防犯カメラ設置（変更）計画書（様式第 2 号）

その他関係書類_____

様式第 11 号 (第 8 条関係)

(申請者) 自治会名

代表者氏名

代表住所

伊賀市地域防犯カメラ設置変更等承認通知書

年 月 日付けで提出のあった伊賀市地域防犯カメラ設置変更等承認申請書について、下記のとおり変更等を承認したので、伊賀市補助金等交付規則第 7 条第 3 項及び伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

伊賀市長

印

記

変更を承認した交付決定額 金 円

(※変更を承認する前の交付決定額：金 円)

様式第12号（第10条関係）

地域防犯カメラ設置実績報告書

年 月 日

（宛先）伊賀市長

（申請者）自治会名
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号の地域防犯カメラの設置が完了したので、伊賀市補助金等交付規則第12条第2項及び伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

1 設置場所

2 防犯カメラ設置工事の完了日 年 月 日

3 補助金の交付決定額 円

4 対象経費の実績額

内 訳		備 考
経費区分		円
		円
		円
		円
消費税		円
対象経費の合計		円

5 添付書類

- （1）防犯カメラの購入及び設置工事に係る請求書及び領収書の写し
- （2）設置した地域防犯カメラの現状が確認できる写真及び防犯カメラが設置してあることを表示する表示板等の写真
- （3）設置した地域防犯カメラによって撮影された画像を印刷したもの

様式第 13 号 (第 11 条関係)

(申請者) 自治会名

代表者氏名

代表者住所

伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書

年 月 日に完了検査を行った結果、下記のとおり伊賀市地域防犯カメラ設置補助金の交付額を確定したので、伊賀市補助金等交付規則第14条第2項及び伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

伊賀市長

印

記

確定した補助金の額 金 _____ 円

様式第14号（第12条関係）

地域防犯カメラ運用報告書

年 月 日

（宛先） 伊賀市長

（申請者） 自治会名
代表者氏名 印

年度中の状況について、以下のとおり報告します。

1	設置場所	
2	運用台数	
3	保守点検、修理の有無	有 無 ※有の場合、その日付、内容など
4	外部提供の有無	有 無 ※有の場合、その日付、内容など
5	地域防犯カメラ管理責任者	住所 氏名 電話番号
6	備 考	

※ 地域防犯カメラの設置場所を変更した場合は、設置場所を明記した図面等を提出してください。